　佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用取扱要綱をここに定める。

　　令和７年３月28日

佐渡市長　渡辺　竜五

佐渡市告示第98号

佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用取扱要綱

（目的）

第１条　この告示は、佐渡出身の原作家赤坂アカ先生がキャラクターデザインを手がけた佐渡市博物館マスコットキャラクターの活用を通じて、佐渡市（以下「市」という。）のPR及び地域振興に寄与することを目的として、別記「佐渡市博物館マスコットキャラクター」のイラスト（以下「キャラクターイラスト」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

（キャラクターイラストに関する権利）

第２条　キャラクターイラストに関する一切の権利は、市に属する。

（利用許諾の申請）

第３条　キャラクターイラストを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、市長にキャラクターイラストの利用許諾（以下「利用許諾」という。）の申請を行い、その許諾を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

⑴　市及び市職員が業務に関し使用するとき。

⑵　市内の学校等が教育の目的で使用するとき。

⑶　報道機関が報道の目的で使用するとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたとき。

２　前項の規定により、利用許諾を受けようとする者は、佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用許諾申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて申請するものとする。この場合において、申請者は、「佐渡市電子申請システム」から申請を行うことができる。

３　市長は、前項の規定により申請を行った者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

４　前３項の規定にかかわらず、キャラクターイラストの利用が著作権法（昭和45年法律第48号）に定める著作権の制限に該当する場合は、利用許諾の申請を要しない。

（利用許諾の要件）

第４条　キャラクターイラストの利用は、次に掲げるいずれかの事項に該当するものでなければならない。

⑴　島内産品若しくは島内産品を使用した商品の包装等への使用又は当該商品を宣伝する看板、チラシ、ポスター、SNS、ホームページその他の広報媒体（以下「広報媒体」という。）への使用

⑵　市のPR又は地域振興を目的としたイベントを宣伝する広報媒体又は記念品等への使用

⑶　市のPRを目的とした雑誌、テレビ番組等への掲載

⑷　次に掲げる企業、団体等の名刺等への使用

ア　第１号に掲げる事業を行う企業、団体等

イ　市の事業において連携協定を締結している企業、団体等

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

（利用許諾の通知）

第５条　市長は、第３条に規定する利用許諾の申請について、前条に規定する要件に合致するものとして利用を許諾する場合は、佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用許諾通知書（様式第２号）により、申請者へ通知するものとする。

２　前項の規定による利用許諾を行う場合において、市長は、キャラクターイラストの利用方法その他について、必要に応じて条件を付すことができる。

３　利用許諾の期間は、利用許諾の日から起算して最長３年間とする。なお、許諾を受けた期間終了後においても引き続きキャラクターイラストの利用をする場合は、再度、第３条の規定による利用許諾申請を行い、その許諾を受けなければならない。以降も同様とする。

（利用許諾の制限）

第６条　市長は、前２条の規定にかかわらず、利用許諾の申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を許諾しないものとする。

⑴　市の信用又は品位を傷つけ、又は佐渡市博物館マスコットキャラクターのイメージを損なうと認められるとき。

⑵　キャラクターイラストを正しい利用方法に従って利用しないとき。

⑶　法令又は公序良俗に反するものと認められるとき。

⑷　特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。

⑸　第三者の利益を害するものと認められるとき。

⑹　特定の個人、法人、団体、商品等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

⑺　キャラクターイラストを利用しようとする者が次のいずれかに該当する場合

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

オ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条（同条第１項第５号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者

カ　特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

⑻　キャラクターイラストを利用しようとする者が市税等を滞納している場合

⑼　キャラクターイラストの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。

⑽　その他、市長がキャラクターイラストの利用が適当でないと認める場合

２　市長は、前項の規定により前条の利用許諾を行わない場合は、佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用不許諾通知書（様式第３号）により当該申請者へ通知するものとする。

（利用許諾内容の変更等）

第７条　第５条の規定により利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）が、当該利用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ市長に佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用許諾変更申請書（様式第４号）を提出し、変更についての許諾を受けなければならない。この場合において、変更の利用許諾の申請については、第３条の規定を準用する。

２　市長は、前項の規定による変更の連絡があった場合は、第４条及び前条第１項の規定に基づきその内容を審査し、当該変更が適正と認められるときは、その変更についての許諾を行うことができる。

３　市長は、前項に規定する変更についての許諾を行った場合は、佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用許諾変更通知書（様式第５号）により当該利用者に通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

第８条　利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　キャラクターイラストの利用においては、第１条に規定する目的に留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。

⑵　ガイドラインで定められた使用方法を遵守し、佐渡市博物館マスコットキャラクターのイメージを損なう展開又は応用利用をしないこと。

⑶　キャラクターイラストの利用は、利用許諾（前条の規定による利用許諾内容の変更利用許諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた内容に限ること。

⑷　利用許諾を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

⑸　利用許諾を受けた対象物又は当該対象物の包装等（以下「利用対象物等」という。）に、次の表示を行うこと。

ア　著作権者（「（(C)）2022佐渡市」）

イ　赤坂アカ先生がキャラクターデザインを手がけたことを示す表記（「キャラクターデザイン　赤坂アカ」、「デザイン　赤坂アカ」その他市長が指定する表記）

ウ　キャラクターの名称

⑹　消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるように、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称及び連絡先を明示すること。

⑺　利用対象物等が完成したら、速やかに原物又は写真を市長へ提出すること。

⑻　市長が行う売上調査その他の照会に応じること。

⑼　各種の法令を遵守すること。

⑽　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（利用料）

第９条　キャラクターの利用料は、無料とする。

（利用許諾の取消し等）

第10条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取り消すことができる。

⑴　佐渡市博物館マスコットキャラクター利用許諾申請の内容に虚偽があることが判明した場合

⑵　第６条第１項各号のいずれかに該当するに至った場合

⑶　第８条の遵守事項に違反した場合

⑷　前３号に掲げるもののほか、利用許諾の継続が不適当であると認められた場合

２　市長は、前項に規定する取消しを行った場合は、佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用許諾取消通知書（様式第６号）により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。

３　前項の規定により利用許諾の取消しを受けた者は、利用許諾取消しの日から利用対象物等にキャラクターを利用することはできない。

４　市長は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、利用許諾の取消しを受けた利用対象物等について回収等の措置を請求することができる。

５　市長は、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

６　市長は、第１項の規定により利用許諾の取消しを受けた者が、その取消し後に行った利用許諾申請について、必要と認める期間、当該利用許諾を行わないことができる。

７　市長は、利用許諾を受けずにキャラクターイラストを利用した者が行う利用許諾の申請について、前項の規定を適用することができる。

（利用の非独占性等）

第11条　この告示による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について市長が推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第12条　市長は、この規程による利用許諾の申請及びキャラクターイラストの利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（賠償責任等）

第13条　市長は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

２　利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。

３　利用者は、キャラクターイラストの利用に際して故意又は過失により損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

４　市長は、前２項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

（情報の公開）

第14条　市長は、佐渡市博物館マスコットキャラクターの適正な管理と広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消し状況について情報を公開することができる。

（事務）

第15条　この告示に関する事務は、文化スポーツ課が行う。

（その他）

第16条　この告示に定めるもののほか、キャラクターイラストの利用に関するガイドラインその他必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の施行の日の前日までに、佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用取扱要綱（令和６年佐渡市教育委員会告示第８号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別記　「佐渡市博物館マスコットキャラクター」

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  |  |

様式第１号（第３条関係）

申請日　　　年　　月　　日

佐渡市長　渡辺竜五　様

佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用許諾申請書

佐渡市博物館マスコットキャラクターイラストの使用にあたり、佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用取扱要綱及びガイドラインの規定に承諾し下記のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 | 〒　　‐ |
| 氏名  (団体名) |  |
| 担当者  連絡先 |  |
| 使用目的 | 使用区分  （該当するものを選択） | □⑴　島内産品若しくは島内産品を使用した商品の包装等への使用又は当該商品を宣伝する看板、チラシ、ポスター、SNS、ホームページその他の広報媒体（以下「広報媒体」という。）への使用  □⑵　市のＰＲ又は地域振興を目的としたイベントを宣伝する広報媒体又は記念品等への使用  □⑶　市のＰＲを目的とした雑誌、テレビ番組等への掲載  □⑷　次に掲げる企業、団体等の名刺等への使用  　　　ア　第１号に掲げる事業を行う企業、団体等  　　　イ　市の事業において連携協定を締結している企業、団体等  □⑸　前各号に掲げるもののほか、佐渡市教育委員会が認めるもの  （佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用取扱要綱第4条第1項） |
| （○○の印刷物に使用、部数、配布先、使用場所など具体的に記入。） | |
| 使用期間 | （使用期間が決まっている場合） | |
| その他 |  | |

※別紙誓約書を添付すること。

別紙

誓約書

　当社（個人である場合は「私」、団体である場合は「当団体」）は、佐渡市博物館マスコットキャラクターイラストの利用許諾を申請するに当たり、現在下記要件の全てを満たしており、使用期間及び使用期間終了後の５年間についても、これを維持することを誓約いたします。

　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。

記

１　利用許諾申請の内容を適正かつ確実に実施できること。

２　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号の暴力団又は同条第６号の暴力団員に該当しないこと。

３　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条（同条第１項第５号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者に該当しないこと。

４　特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者に該当しないこと。

５　市税等を滞納していないこと。

　　　年　　　月　　　日

佐渡市長　渡辺竜五　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏名

（団体の場合は団体名及び代表者名）

※自署又は記名押印

様式第２号（第５条関係）

佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用許諾通知書

　様

第　　号

年　　月　　日

佐渡市長　　　　　　　　　　　　　印

年　月　日付けで申請のありました佐渡市博物館マスコットキャラクターイラストの利用について、佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用取扱要綱第５条第１項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 許諾する |
| 使用目的 |  |
| 使用期間 | 年　月　日～　　年　月　日 |
| 許諾の条件 | ・使用に際しては、佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用取扱要綱及びガイドラインの規定及び許諾内容を遵守すること。 |
| その他 |  |

様式第３号（第６条関係）

佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用不許諾通知書

　様

第　　号

年　　月　　日

佐渡市長　　　　　　　　印

年　月　日付けで申請のありました佐渡市博物館マスコットキャラクターイラストの利用について、佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用取扱要綱第６条第２項の規定に基づき下記のとおり許諾します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 申請内容 |  |
| 区分 | 許諾しない |
| 不許諾の理由 |  |
| その他 |  |

様式第４号（第７条関係）

申請日　　　年　　月　　日

佐渡市長　　　　　　様

佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用許諾変更申請書

年　月　日　　により許諾を受けた佐渡市博物館マスコットキャラクターイラストの利用について、以下のとおり変更を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 | 〒　　‐ |
| 氏名  (団体名) |  |
| 担当者  連絡先 |  |
| 使用目的 | 使用区分  （該当するものを選択） | □⑴　島内産品若しくは島内産品を使用した商品の包装等への使用又は当該商品を宣伝する看板、チラシ、ポスター、SNS、ホームページその他の広報媒体（以下「広報媒体」という。）への使用  □⑵　市のＰＲ又は地域振興を目的としたイベントを宣伝する広報媒体又は記念品等への使用  □⑶　市のＰＲを目的とした雑誌、テレビ番組等への掲載  □⑷　次に掲げる企業、団体等の名刺等への使用  　　　ア　第１号に掲げる事業を行う企業、団体等  　　　イ　市の事業において連携協定を締結している企業、団体等  □⑸　前各号に掲げるもののほか、佐渡市教育委員会が認めるもの  （佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用取扱要綱第4条第1項） |
| （○○の印刷物に使用、部数、配布先、使用場所など具体的に記入。） | |
| 使用期間 | （使用期間が決まっている場合） | |
| その他 |  | |

様式第５号（第７条関係）

佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用許諾変更通知書

　様

第　　号

年　　月　　日

佐渡市長　　　　　　　　　　　　　印

年　月　日付けで申請のありました佐渡市博物館マスコットキャラクターイラストの利用内容の変更について、佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用取扱要綱第７条第３項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 許諾する |
| 使用目的 |  |
| 使用期間 | 年　月　日～　　年　月　日 |
| 許諾の条件 | ・使用に際しては、佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用取扱要綱及びガイドラインの規定及び許諾内容を遵守すること。 |
| その他 |  |

様式第６号（第10条関係）

佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用許諾取消通知書

　様

第　　号

年　　月　　日

佐渡市長　　　　　　　　印

年　月　日付けで申請のありました佐渡市博物館マスコットキャラクターイラストの利用について、佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用取扱要綱第10条第２項の規定に基づき下記のとおり利用許諾を取り消します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 申請内容 |  |
| 取消しの理由 |  |
| その他 |  |